

仕様書

ロボット・AI 部

1. 件名

AI と著作権に関する技術動向調査

2. 目的

近年、急速に進化する生成 AI は、多様な分野で活用されはじめており、人々の生産性や創造性の向上が期待されている。しかしながら、生成 AI は他者の権利を侵害する恐れがある点等が指摘されており、その活用には注意が必要である。特に、AI 生成物や学習データの著作権等の侵害リスクは、生成 AI に関する事業を行う場合の障害となる可能性がある。

このような状況を鑑み、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」と言う。）は、AI と著作権に関する技術動向調査を実施する。具体的には、生成 AI の権利侵害に関するリスクの調査と、生成 AI の権利侵害に関するリスク低減技術の動向調査を実施し、生成 AI を事業化するにあたって、権利侵害に関するリスクを低減するために必要と考えられる技術開発の提案を行う。

3. 内容

3. 1 生成 AI の権利侵害に関するリスクとその低減技術の調査

本調査の目的は、生成AIを事業化するにあたって、著作権を主として、個人情報保護等を含めた権利侵害に関するリスクを低減するために必要と考えられる技術開発を提案することである。そこで、生成AIの権利侵害に関するリスクとその低減技術に関して以下の調査を実施し、その対応関係を整理する。

(1) 生成AIにおける権利侵害に関するリスクの調査

現在どのような生成AIの事例が存在し、それぞれの生成AIは、権利侵害に関してどのようなリスクを抱えているのか、生成AIの事業化前・事業化後にかかわらず調査を行う。調査対象となる生成AIの種類としては、例えば以下が挙げられる。

- ① テキスト生成AI
- ② プログラムコード生成AI
- ③ 画像/動画生成AI
- ④ 音楽/音声生成AI

なお、調査範囲は、国内事例だけでなく海外も含める。また、上記は例であり、その他にも受託者から提案があった場合、その内容も含める。

(2) 生成AIの権利侵害に関するリスク低減技術の動向調査

生成AIは、どのような技術や施策を用いて権利侵害に関するリスクを低減しているのか、現状の技術レベルも含めて動向調査を行う。本項目については、事業を行っている主要な企業に対してインタビューによる調査も行うこととする。

なお、調査範囲は、国内事例だけでなく海外も含める。

(3) 権利侵害に関するリスクとその低減技術の対応関係整理

(1)、(2)の調査結果から、生成AIの種類毎に、生成AIを事業化する立場に応じた権利侵害のリスク低減技術を整理する。生成AIを事業化する立場とは、具体的には、生成AIの開発者、既存の生成AIを利用してサービスを提供するプロバイダーといった各々の立場のことである。また、NEDOは、事業の実施者から事業化に向けて抱えている権利侵害に関するリスクを収集する。受託者はNEDOから提供される情報も加えて対応関係を整理することとする。なお、各国の法律及び規制の動向を踏まえて、対応関係の整理を行う。

3. 2 有識者による権利侵害に関するリスクの整理と必要なリスク低減技術開発の提案

3. 1で整理された生成AIの権利侵害に関するリスクとその低減技術を基に、以下の観点で議論と提案を行う。

(1) 現状の技術レベルとその効果・妥当性に関する評価

(2) 現状は未開発だが今後必要と考えられるリスク低減技術開発

議論は、著作権に詳しい弁護士や、生成AIを事業化している企業、生成AIを開発する研究機関などから有識者を招いて委員会を組織して行うこととする。

本議論によって、生成AIの種類毎に、生成AIを事業化する立場に応じた権利侵害のリスク低減技術を改めて整理する。また、今後必要と考えられるリスク低減技術開発について提案を行う。

3. 3 シンポジウムの実施

本調査事業の成果を公表するためにシンポジウム（オンラインを想定）を受託者が実施する。シンポジウムは、以下を標準的な要件として実施する。ただし、予算を含めた様々な事情により、NEDOの了承をもとに要件を変更することができる。

(1) オンラインでシンポジウムを実施する場合には、500名以上が参加可能な体制を構築する。

(2) シンポジウムの開催時期は2024年1月～2024年2月頃とする。

(3) 具体的な開催日時やその他の詳細は、NEDOと協議した上で決定する。

(4) シンポジウムの内容は、開催後にデジタルアーカイブとして公開する。

なお、上記以外にも、受託者から効果的な成果公表について提案があった場合、その手法を含める。

4. 調査期間

NEDOが指定する日から2024年3月31日まで

5. 報告書

提出期限：2024年3月31日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

記載内容：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

6. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。